

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

- 平成20年 5月 群馬県板倉町 -

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

項目別 業種別	群 馬 県 板 倉 町			公 務 員				民 間			
	人 数 (人)	平均給 与月額 (円)	年 齢 (歳)	群馬県平均		全国平均		群馬県平均		全国平均	
				平均給 与月額 (円)	年 齢 (歳)	平均給 与月額 (円)	年 齢 (歳)	平均給 与月額 (円)	年 齢 (歳)	平 均 給与額 (円)	年 齢 (歳)
自動車運転手	1	-	-	335,800	41.5	401,500	47.9	238,400	55.0	286,200	52.5
用務員	1	-	-	354,100	49.2	384,000	48.5	188,800	50.9	228,900	53.7
調理員	1	-	-	-	-	368,200	48.4	281,900	42.4	256,800	41.5
その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平 均	4	256,225	45.5								

注1) 板倉町のデータは、平成20年 4月 1日現在のもの。

注2) 公務員のデータは、給与実態調査(追加調査)による。

注3) 民間のデータは、賃金構造基本統計調査による。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

注4) 「平均給与月額」とは、給料月額のほか、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額。

(2) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用(6級制)

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

技能労務職に特定した特殊勤務手当はなし

ウ 昇格基準

毎年1月1日に4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

用務員・調理員については、57歳を超える場合に2号給を標準として昇給

2 基本的な考え方

本町における技能労務職については、平成18年度から新規採用はしていない。給与については、今後も民間の給与水準との均衡に留意しながら、適正な給与の運用に取り組んでいくものとする。

3 具体的な取組内容

技能労務職の業務内容の見直しを検討するとともに、退職不補充により職員数の削減を図る。

給料表については、現行どおりとし、昇給基準については、民間の給与水準との均衡に留意し、また、県や近隣市町の動向を注視しながら、適正な給与の運用に取り組んでいくものとする。

4 その他

業務の効率性及びサービス向上の観点から、一部民間委託等についても検討を進めていくものとする。